

ドイツ連邦参議院が意匠法改正法案を可決 — ドイツ意匠法改正へ —

2013年9月27日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦参議院（上院に相当。以下「参議院」という。）は、9月20日、意匠法改正法案を可決した。本法案は、2012年5月に連邦政府がドイツ連邦議会（下院に相当。以下「議会」という。）に提出していたところ、本年6月27日に議会在これを可決し、参議院に送られていたもの。参議院での可決の結果、ドイツ意匠法が改正されることとなった。

本改正法案は、今後、大統領による署名を経て正式に成立する見込み。

今般の意匠法改正における主要な項目は、以下のとおり。

1. 「登録意匠」を表す“Geschmacksmuster”という用語を“eingetragenes Design”に置き換える。
2. 意匠の無効手続は、これまでは地方裁判所のみで扱われていた。今後はドイツ特許商標庁（DPMA）の意匠部が無効の判断を行うことになり、地方裁判所は侵害訴訟において被告から応訴があった場合のみ無効の判断を行う。

— 参議院の決定（ドイツ語）は、以下参照 —

[Beschluss des Bundesrates \(PDF\)](#)

— 議会通過後の DPMA ニュースレター2013年7月号（ドイツ語）は、以下参照 —

[Abschied vom “Geschmacksmustergesetz” – aus “Geschmacksmuster” wird “eingetragenes Design“](#)

— 1994年改正版ドイツ意匠法の日本語仮訳は、以下参照 —

[ドイツ意匠法 1994年10月25日改正 1995年1月1日施行](#)

(以上)